

【キャリアコンサルタント試験合格の方記入例】郵送申請

様式第十二号の七（第四十八条の十六関係）

キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

30000000

フリガナ	カスミガセキ	タロウ	1. 大正 2. 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 3. 平成 4. 令和
氏名	霞が関	太郎	性別 1.男 2.女
名称	○○○○株式会社		
勤務先 所在地	郵便番号（○○○-○○○○） 東京 都道府県 千代田区霞が関○-○-○ 電話番号（○○）○○○○-○○○○		
自宅住所	郵便番号（○○○-○○○○） 東京 都道府県 千代田区千代田○-○-○ 電話番号（○○）○○○○-○○○○		
試験に合格した年月日	○○○○年○○月○○日	試験合格証書番号	○○○○○○○○
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		

申請番号（8ヶタ）です。
書類の指定の箇所（補足書類、外字届等）にご記入ください。

（青枠）
ご入力内容をご確認ください。

登録は本名（戸籍の氏名）です。

住民票と同一住所をご登録ください。「○丁目○番地○号」は「○-○-○」の入力で差し支えありません。

合格証書（通知書）に記載された「年月日」、「合格番号（技能士番号）」が入力されていますか？

その他：欠格事由
該当する項目が無いことをご確認ください。□項目があるとご登録ができません。

提出日、氏名の印字を確認してください。

領収書の貼付は不要です。

「登録手数料」は、収入印紙でのお支払いはありません。

技能士の方は技能検定試験の「合格証書」をご提出ください。
合格から5年を経過している場合は、更新講習「修了証」が必要です。

指定登録機関代表者 殿

○○○○年○○月○○日

氏名 霞が関 太郎

「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可） 枚数可） 消印はしないでください。
「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可） 枚数可） 消印はしないでください。

「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可）
枚数可）
消印はしないでください。

注意

- 該当する□は、□と記入すること。
- この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
- 指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、
収入印紙は貼らないこと。
- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（試験に合格した年月日から5年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面）を添えること。

（注意）

- 「氏名」に「旧姓」の併記をご希望の場合は、「氏名」に「旧姓」を併記することができます。旧姓のみの登録・表記はできません。
「キャリアコンサルタント登録申請補足書類」と旧姓情報の記載されている「戸籍抄本（謄本）」（戸籍の個人事項証明書）を提出してください。
「氏名」が「人開 花子」、「旧姓」が「霞が関」の場合の登録証印字： 氏名 人開 花子（旧姓：霞が関）
- 外国籍の方の氏名については、住民票等に記載のある「氏名」に「通称名」（住民票に記載のあるもの）を併記することができます。「通称名」のみの登録・表記はできません。「キャリアコンサルタント登録申請補足書類」を提出してください。
「氏名」が「YYYY ZZZ」、「通称名」が「霞が関 太郎」の場合の登録証印字： 氏名 YYYY ZZZ（霞が関 太郎）

【技能士の方記入例】郵送申請

様式第十二号の七（第四十八条の十六関係）

キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記



3000000

フリガナ	カスミガセキ	タロウ	1. 大正 2. 昭和 ○○年 ○○月 ○○日 3. 平成 4. 令和
氏名	霞が関	太郎	性別 1.男 2.女
名称	○○○○株式会社		
勤務先 所在地	郵便番号 (○○○-○○○○) 東京 都道府県 千代田区霞が関○-○-○ 電話番号 (○○) ○○○○-○○○○		
自宅住所	郵便番号 (○○○-○○○○) 東京 都道府県 千代田区千代田○-○-○ 電話番号 (○○) ○○○○-○○○○		
試験に合格した年月日	○○○○年○○月○○日	試験合格証書番号	○○○○○○○○
その他	<input type="checkbox"/> 精神の機能的障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		

申請番号（8ヶタ）です。
書類の指定の箇所（補足書類、外字届等）にご記入ください。

（青枠）
ご入力内容をご確認ください。

登録は本名（戸籍の氏名）です。

住民票と同一住所をご登録ください。「○丁目○番地○号」は「○-○-○」の入力で差し支えありません。

合格証書（通知書）に記載された「年月日」、「合格番号（技能士番号）」が入力されていますか？

その他：欠格事由
該当する項目が無いことをご確認ください。□項目があるとご登録ができません。

提出日、氏名の印字を確認してください。

領収書の貼付は不要です。

「登録手数料」は、収入印紙でのお支払いはありません。

技能士の方は技能検定試験の「合格証書」をご提出ください。
合格から5年を経過している場合は、更新講習「修了証」が必要です。

指定登録機関代表者 殿

○○○○年○○月○○日

氏名 霞が関 太郎

「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可） 枚数可） 消印はしないでください。
「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可） 枚数可） 消印はしないでください。

「登録免許税」の収入印紙9,000円分を必ず貼付けてください。（複数枚可）
枚数可）
消印はしないでください。

注意

- 該当する□は、□と記入すること。
- この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
- 指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、
収入印紙は貼らないこと。
- 用紙の大きさは、A4とすること。
- この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（試験に合格した年月日から5年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面）を添えること。

(注意)

- 「氏名」に「旧姓」の併記をご希望の場合は、「氏名」に「旧姓」を併記することができます。旧姓のみの登録・表記はできません。
「キャリアコンサルタント登録申請補足書類」と旧姓情報の記載されている「戸籍抄本（謄本）」（戸籍の個人事項証明書）を提出してください。
「氏名」が「人開 花子」、「旧姓」が「霞が関」の場合の登録証印字： 氏名 人開 花子（旧姓：霞が関）
- 外国籍の方の氏名については、住民票等に記載のある「氏名」に「通称名」（住民票に記載のあるもの）を併記することができます。「通称名」のみの登録・表記はできません。「キャリアコンサルタント登録申請補足書類」を提出してください。
「氏名」が「YYYY ZZZ」、「通称名」が「霞が関 太郎」の場合の登録証印字： 氏名 YYYY ZZZ（霞が関 太郎）